

福岡県公報

令和6年6月25日
第507号

目次

告示(第390号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 1
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 1
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 2
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 3
- 土地取用法に基づく土地の立入りの許可 (用地課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) …………… 4

告示

福岡県告示第390号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和6年6月25日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女春線	朝倉郡東峰村大字宝珠山4085番1先から朝倉郡東峰村大字宝珠山4086番1先まで

公告

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量(路線測量、現地測量)
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
うきは市内(うきは市吉井町鷹取)	令和6年6月3日から 令和6年12月24日まで

公告

測量法(昭和24年法律第188号)第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量、現地測量）

- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
久留米市田主丸町石垣外	令和6年4月1日から 令和6年6月30日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町大字本庄	令和6年4月8日から 令和6年6月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

築上郡上毛町大字安雲の一部

令和6年3月7日から
令和6年6月4日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 測量の種類
公共測量（2級、3級及び4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
築上郡築上町大字安武	令和6年3月15日から 令和6年4月10日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
京都郡苅田町大字南原字屋敷979番15及び979番18、字門田屋敷982番11及び982番12並びに字柿木田983番1から983番32まで並びにこれらの区域内の道路・水路である町有地の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町9番1号
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
遠賀郡岡垣町大字高倉2961番2から2961番7まで、字裏田248番3及び248番17から248番21まで、字地久284番1、284番3、284番7の一部、284番8から284番22まで、285番1から285番3まで、286番1及び286番3から286番11まで並びに字杭田3250番1及び3250番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市八幡西区光明一丁目8番15号
株式会社東洋建設
代表取締役 兼光 達守

公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、土地立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により次のように公告する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 起業者の名称
九州電力送配電株式会社
- 2 事業の種類
特別高圧送電線220kV鳥栖三池線総合更新工事（侍島地区）
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
三潞郡大木町大字侍島及び大字蛭池地内
筑後市大字四ヶ所字道添、字一丁分、字井手ノ本、字四ツ枝及び字中堀並びに大字井田字川端ノ六、字弥三田及び字大井手地内
- 4 立ち入ろうとする期間

令和6年8月1日から令和7年3月31日まで

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 エマックス・クルメ
(2) 所在地 久留米市東町316番地2号
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 サンリブ久留米
(2) 所在地 久留米市野中町1411番1外
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特にありません

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめモール筑後
- (2) 所在地 筑後市前津字松葉2番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見ございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和6年6月25日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 カホテラス
- (2) 所在地 飯塚市鶴三緒1151番1号 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

・歩行者の通行の利便の確保等

福岡県福祉のまちづくり条例に沿った整備で、高齢者や障がい者が利用しやすいよ

う可能な範囲でのバリアフリー化をお願いいたします。

・街並みづくり等への配慮等（屋外広告物について）

屋外広告物の表示面積が15平方メートルを超える場合は、福岡県屋外広告物条例に則り、屋外広告物の許可申請を行ってください。